

雲南市社会福祉法人設立事前審査要領

雲南市社会福祉法人設立認可審査要綱（平成25年雲南市告示第75号）第3条第2項の規定に基づき、雲南市社会福祉法人設立事前審査要領を次のとおり定める。

社会福祉法人設立認可に係る審査基準については、雲南市社会福祉法人設立事前審査基準に定めるところによるほか、本要領に定めるところによる。

第1 設立協議を行う社会福祉法人が経営する事業

1 社会福祉事業

地方公共団体等の設置した社会福祉施設の経営を委託された場合にも、その施設を経営する事業は、公益事業ではなく、社会福祉事業となること。

2 公益事業

次のような場合は、公益事業であること（社会福祉事業に該当するものを除く。）

(1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第4項第4号に掲げる事業

（いわゆる事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業）

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設を経営する事業又は地域支援事業を市町村から受託して実施する事業

なお、居宅介護支援事業等を、特別養護老人ホーム等社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合には、法人設立後の定款（以下「予定定款」という。）に公益事業として記載しなくても差し支えないこと。

(3) 有料老人ホームを経営する事業

(4) 公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業

なお、営利を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使用させるような計画は適当でないこと。また、このような者に対し収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業となるものであること。

3 収益事業

(1) 次のような場合には「一定の計画の下に、収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のもの」に該当しないので、結果的に収益を生ずる場合であっても収益事業として予定定款に記載する必要はないこと。

- ア 当該協議法人が使用することを目的とする設備等を外部の者に依頼されて、当該協議法人の業務に支障のない範囲内で使用させる場合、例えば、会議室を当該協議法人が使用しない時間に外部の者に使用させる場合等
 - イ たまたま適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行う場合
 - ウ 社会福祉施設等において、専ら施設利用者の利便に供するため売店を経営する場合
- (2) 次のような事業は、「設立後の法人の社会的信用を傷つけるおそれ」があるので、協議法人は行うことができないこと。
- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）にいう風俗営業及び風俗関連営業
 - イ 高利な融資事業
 - ウ 前に掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業
- (3) 次のような事業は、「社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれ」があること。
- ア 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合
 - イ 社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合
- (4) (2)及び(3)の要件を満たす限り、収益事業の種類には特別の制限はないものであること。なお、事業の種類としては、当該協議法人の所有することとしている不動産を活用して行う貸ビル、駐車場の経営、公共的施設内の売店の経営等安定した収益が見込める事業が適当であること。

第2 法人設立のための組織運営

- (1) 「社会福祉事業について識見を有する者」は、例えば次のような者が該当すること。
- ア 社会福祉に関する教育を行う者
 - イ 社会福祉に関する研究を行う者
 - ウ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
 - エ 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者
- (2) 「法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」は、例えば次のような者が該当すること。
- ア 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
 - イ 民生委員・児童委員
 - ウ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等
 - エ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者

オ 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

第3 法人設立後の組織運営

- (1) 「社会福祉事業について識見を有する者」及び「法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」に関しては、上記「第2 法人設立のための組織運営」と同じであること。

第4 法人設立後の資産等

- (1) 法人の設立に際して、土地購入資金、施設建設資金として、寄附金が予定されている場合は、法人設立後にその履行がなされないときは法人運営に著しく支障を来すことから、次の点について慎重に審査すること。
 - ア 書面による贈与契約又は確約を求め、その契約書の写及び寄附予定者の印鑑登録証明書等により確認すること。
 - イ 寄附予定者の所得能力、営業実績、資産状況等から当該寄附が確実に行われることについて、所得証明書、納税証明書、定期預貯金等残高証明書、資産証明書等により確認すること。
- (2) 独立行政法人福祉医療機構等からの借入金に対する償還財源、不動産の賃貸料その他法人運営に必要とされる経常経費について、寄附金が予定されている場合も(1)と同様であるが、特に個人の寄附については、年間の寄附予定額をその者の年間所得から控除した後の所得額が社会通念上その者の生活を維持できると認められる額を上回っていなければならないこと（通常、寄附金の上限は年間所得額の4分の1以内の額。）。
- (3) 必要な資産としてその他財産のうちに当該協議法人の年間事業費の12分の1以上に相当する現金、普通、当座又は定期預金等を有することが確実に見込まれること。

なお、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の介護保険法上の事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）上の障害福祉サービス又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）上の障害児通所支援若しくは障害児入所支援にも該当する社会福祉事業を主として行う法人を設立する場合にあっては、12分の2以上に相当する現金、普通預金、当座預金又は定期預金等を有することが望ましいこと。

- (4) 「その施設の用に供する不動産」とは、社会福祉施設の最低基準により定められた設備を含む建物並びにその建物の敷地及び社会福祉施設の最低基準により定められた設備の敷地であること。
- (5) 社会福祉施設を経営しない法人が国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けることができる「不動産の一部」とは、基本的には敷地部分を指し、事業が行われる建物部分については、当該協議法人が所有権を有

することが望ましいこと。ただし、相談、助成事業等、社会福祉事業の種類によっては必ずしもこの限りではないこと。

- (6) 不動産の賃借による場合、賃借料の水準は、法人経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性に鑑み、極力低額であることが望ましいものであり、また、当該協議法人が当該賃借料を長期にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。

また、当該協議法人の理事長就任予定者又は当該協議法人から報酬を受ける予定になっている役員就任予定者等から賃借により貸与を受けることは、望ましくないこと。

- (7) 法人が株式を保有できるのは、原則として、以下の場合に限られること。

ア 基本財産以外の資産の管理運用の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。

イ 基本財産として寄付された場合。これは、設立時に限らず、設立後に寄附されたものも含む。

- (8) 基本財産として株式が寄附される場合には、社会福祉法人としての適切な活動等のため、寄附を受けた社会福祉法人の理事と当該営利企業の関係者との関係、基本財産の構成、株式等の寄附の目的について十分注意し、必要に応じ適切な指導等を行うこと。

- (9) (7)の場合については、株式の保有等は認められるが、その場合であっても、当該社会福祉法人が当該営利企業を実質的に支配することのないように、その保有の割合は、2分の1を超えてはならないこと。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。